

「まなプロ運営事務局」設置要綱

(設置)

第1条 官民連携事業「次世代の学び創造プロジェクト（まなプロ）」実施要綱に基づき、事業を円滑に実施するため、まなプロ運営事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 事務局は、まなプロに関する次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広報に関すること
- (2) 企業等からの提案の募集に関すること
- (3) 提案された企画等の審査及び採択に関すること
- (4) 採択された案件の実施に関すること
- (5) 実施した案件の評価及び成果の公表に関すること
- (6) 関係機関との連絡調整に関すること
- (7) その他、官民連携による教育課題解決に関すること

(組織)

第3条 事務局は、事務局長、副事務局長及び事務局員をもって組織する。

2 事務局長及び副事務局長は、教育主幹兼主任指導主事をもって充てる。

3 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 事務局員は、別表のとおりとする。

(運営)

第4条 事務局の会議は、事務局長が招集し、その議長となる。

2 事務局長は、必要に応じ、会議に事務局員以外の者の出席を求め、意見や及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第5条 事務局の庶務は、教育DX担当において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

「まなプロ運営事務局」

	担当等
事務局長	教育主幹兼主任指導主事
副事務局長	教育主幹兼主任指導主事
事務局員	総務担当
事務局員	企画調整担当
事務局員	教職員研修担当
事務局員	教職員研修担当
事務局員	特別支援教育担当
事務局員	指導相談担当
事務局員	農業・環境教育推進担当
事務局員	教育DX担当
事務局員	教育DX担当
事務局員	教育DX担当